

監査委員公表第 499 号

平成 22 年 8 月 24 日付け監査第 551 号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により次のとおり公表する。

平成 22 年 11 月 12 日

大分県監査委員 米 濱 光 郎
 大分県監査委員 姫 野 邦 子
 大分県監査委員 大 友 一 夫
 大分県監査委員 伊 藤 敏 幸

監査対象団体名 (所管課名)	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
社団法人 大分県トラック協会 (企画振興部総合交通対策課)	平成22年 5 月31日～ 6 月 11日	指摘事項 1 大分県運輸事業振興助成補助金の目的外使用の概要 (1) 出捐金関係の目的外使用 社団法人大分県トラック協会（以下「トラック協会」という。）は、平成16年度の大分県運輸事業振興助成補助金（以下「補助金」という。）の補助対象経費として社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）に対する出捐金38,835,000円を支払ったと偽装し、県に実績報告書を提出したが、実際には全額を外部の者に融通していた。 平成17年度から平成21年度までの各年度に、全ト協に対し出捐金を支払ったとして実績報告書を提出したが、実際には各年度の支払額の全部又は一部はそれぞれ前年度の未払いの出捐金の支払いに充てられ、平成19年度の支払額の一部10,000,000円は外部の者に融通されていた。 平成21年度に支払ったとする出捐金34,943,000円は、実際には全額が前年度の未払いの出捐金の支払いに充てられ、県が補助金に関する調査を実施した平成22年5月11日までには支払われていなかった。 (2) 出捐金関係以外の目的外使用 上記(1)に加え、トラック協会は仮払金

勘定を用いて、交付を受けた補助金を、外部の者に融通し、また補助金を主な収入とする交付金会計以外の会計に繰り入れ補助対象外経費の支払いに充てる等補助の目的外に使用していた。

2 是正改善を要する事項

(1) 内部牽制体制の確立

上記1の補助金の目的外使用は、主に高額な支払いの現金による決済、りん議なく行われた支払い等により資金の移動の追跡を困難とするようにして行われていたことから、口座振込による支払いを原則とする旨の経理規程の改正、りん議の確実な実行等により会計事務に係る内部牽制体制の確立を図らねばならない。

(2) 適正な資金管理

他の会計について資金不足とならないよう適切な資金収支計画を作成し、一時的にでも交付金会計の資金を他の会計へ繰り入れることのないよう、補助金に係る適正な資金管理を徹底されたい。

措置状況

(1) 内部牽制体制の確立

- ① 経理規程を改正し、100万円以上の支払はインターネット送金とし、支払の疎明資料を理事会等に報告することとしました。さらに、経理規程を改正し、支払は原則口座振込にする条項を追加しました。
- ② 監事監査を2ヶ月毎に、員外監事による監査を半年毎に実施することとしました。
- ③ 公益通報保護規程を制定し、職員の内部通報制度を構築するとともに、内部通報受理組織を整備しました。

(2) 適正な資金管理

- ① 各会計とも年間を通じた資金収支計画を策定し、補助金を受入れる会計との間の資金移動を行わないこととしました。
- ② 2ヶ月毎の監事監査及び半年毎の員外監事による監査で、資金管理が適正に行われているかについて、チェックすることとしました。